\mathcal{O}

改

正

 \mathcal{O}

醸成がなされるよ

1 らないものとすること。 談に応じ、 傷の症状が増悪すること等を防止し、 事業主は、 適切に対応するために必要な体制の整備その 疾病、 負傷その他の (第二十七条の三第一 理由により治療を受ける労働者につい その治療と就業との両立を支援するため、 項関係) 他の必要な措置を講ずるよう努めなければな て、 就業によって疾病又は負 当該労働者からの 相

2 を公表するものとすること。 厚生労働大臣は、 の措置に関して、 (第二十七条の三第二項関係) その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を定め、 これ

3 ならない の指針 ものとすること。 は、 労働安全衛生法第七十条の二第一項に規定する指針と調和が保たれたもの (第二十七条の三第三項関係) でなけ n ば

4 できるものとすること。 厚生労働大臣は、 2の指針に従い、 (第二十七条の三第四項関係) 事業主又はその団体に対 Ļ 必要な指導、 援助等を行うことが

 \equiv 職場における顧客等の言動に起因する問題に関して事業主が講ずべき措置等

必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならないものとすること。 労働者の 業に関係を有する者 事業主は、 従事する業務の 就業環境が害されることのないよう、 職場において行われる顧客、 性質その (以下四 他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたもの の5におい て 取引の相手方、 「顧客等」 当該労働者からの という。 施設の利用者その他の当該事業主の $\overline{}$ 相談に応じ、 \mathcal{O} 言動であって、 適切に対応するために その 雇用する労働 により当該 (第三十 行う事

三条第一項関係

- 2 を述べたことを理由として、 事業主は、 (第三十三条第二項関係) 労働者が1の相談を行ったこと又は事業主による1の 当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないものと 相談 への対応に協力した際に事実
- 3 場合には、 事業主は、 これに応ずるように努めなければならない 他の事業主から当該他の事業主が講ずる1 ものとすること。 の措置の実施に関し必要な協力を求められ (第三十三条第三項関係)
- 4 るために必要な指針を定めるものとすること。 厚生労働大臣は、 1 から3までの事業主が講ずべき措置等に関して、 (第三十三条第四項関係) その適切かつ有効な実施を図
- 兀 職場における顧客等の言動に起因する問題に関する国、 事業主、 労働者及び顧客等の責務
- 1 問 努めなけ 解を深めるため、 題 国は、 (以下この四において ればならない 労働者の就業環境を害する三の 各事業分野の特性を踏まえつつ、 ものとすること。 「顧客等言動問題」という。 1の言動を行ってはならないことその他当該言動に起因する (第三十四条第一項関係) 広報活動、 に対する事業主その他国民一 啓発活動その他の措置を講ずるように 般の関心と理
- 2 事業主は、 顧客等言動問題に対するその雇用する労働者の関心と理解を深めるとともに、 当該労働

- 三十四条第二項関係) 者が他の事業主が雇用する労働者に対する言動に必要な注意を払うよう、 配慮をするほか、 国の講ずる1の措置に協力するように努めなければならないものとすること。 研修の実施その 他の必要な
- 3 ならないものとすること。 心と理解を深め、 事業主 (その者が法人である場合にあっては、 他の事業主が雇用する労働者に対する言動に必要な注意を払うように努めなければ (第三十四条第三項関係 その役員) は、 自らも、 顧客等言動問題に対する関
- ŧ に必要な注意を払うとともに、 のとすること。 労働者は、 顧客等言動問題に対する関心と理解を深め、 (第三十四条第四 事業主の講ずる三の1の措置に協力するように努めなければならない]項関係) 他の事業主が雇用する労働者に対する言動
- 5 者 Ō 顧客等は、 就業環境を害することのないよう、 顧客等言動問題に対する関心と理解を深めるとともに、 必要な注意を払うように努めなければならないものとするこ 労働者に対する言動が当該労働
- と。(第三十四条第五項関係)

その他所要の規定の整備を行うこと。

- 第二 雇用 の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の一部改正
- 求職活動等における性的な言動に起因する問題に関して事業主が講ずべき措置等
- 活動 該求職者等からの 雇用する労働者による性的な言動により当該求職者等の求職活動等が阻害されることのない 置を講じなけ 並びに二において 事業主は、 (以下この一 求職者その他これに類する者として厚生労働省令で定めるもの ればならないものとすること。 \mathcal{O} 相談に応じ、 「求職者等」という。 1及び二の 1におい 適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措)によるその求職活動その他求職者等の職業の選択に資する て 「求職活動等」 (第十三条第一項関係) という。 におい て行われる当該事業主が (以下この一の 1及び2
- 2 たことを理由として、 事業主は、 (第十三条第二項関係 労働者が当該事業主による求職者等からの1の相談への対応に協力した際に事実を述べ 当該労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないものとするこ
- 3 厚生労働大臣は、 1及び2の事業主が講ずべき措置等に関して、 その適切かつ有効な実施を図るた

めに必要な指針を定めるものとすること。 (第十三条第三項関係)

- 求職活動等における性的な言動に起因する問題に関する国、 事業主及び労働者の責務
- 1 ればならない 因する問題 他国民一 玉 は、 求職者等の 般の関心と理解を深めるため、 (以下この二において ものとすること。 求職活動等を阻害する一の (第十四条第一項関係) 「求職活動等における性的言動問題」 広報活動、 1の言動を行ってはならないことその他当該言動に起 啓発活動その他の措置を講ずるように努めなけ という。 に対する事業主そ
- 2 ともに、 四条第二項関係 慮をするほか、 事業主は、 当該労働者が求職者等に対する言動に必要な注意を払うよう、 求 玉 職活動等における性的言動問題に対するその雇用する労働者の関心と理解を深めると $\overline{\mathcal{O}}$ 講ずる1 の措置に協力するように努めなけ ればならない 研修の実施その他の必要な配 ものとすること。 第十
- 3 らないものとすること。 事業主 問題に対する関心と理解を深め、 (その者が法人である場合にあっ (第十四条第三項関係) 求職者等に対する言動に必要な注意を払うように努めなければな ては、 その 役員) は、 自らも、 求職活動等における性的言

4 必要な注意を払うとともに、 労働者は、 求職活動等における性的言動問題に対する関心と理解を深め、 事業主の講ずる一 0) 1の措置に協力するように努めなければならない 求職者等に対する言動に

のとすること。(第十四条第四項関係

三 男女雇用機会均等推進者

 $\frac{-}{\mathcal{O}}$ き措置の適切かつ有効な実施を図るための業務を担当する者の業務として、 事業主が選任する職場における男女の均等な機会及び待遇の確保が図られるようにするために講ずべ 2の措置等を加えるものとすること。 (第十九条関係) 事業主の講ずる一 0) 1 及び

四その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第三 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の一部改正

基本原則

のとすること。 女性の職業生活における活躍の推進に当たり留意すべき事項として、 (第二条第一項関係 女性の健康上の特性を加えるも

二 基本方針

のとすること。 れる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項を加えるも 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針において定める事項として、 (第五条第二項第三号関係) 職場において行わ

三 基準に適合する認定一般事業主の認定の基準

講じている第二の一の 令で定める基準に適合するものである旨の認定を受けたものをいう。 る活躍の推進に関する取組に関し、 基準に適合する認定一般事業主 1 の措置に関する情報を公表していることを加えるものとすること。 (国及び地方公共団体以外の事業主であって、 当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省 $\overline{}$ の認定の基準として、 女性の職業生活におけ (第十二条 事業主が

四 特定事業主行動計画の変更手続の見直-

関係)

以下同じ。) 特定事業主 が特定事業主行動計画 (国及び地方公共団体の (特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関す 機関、 それらの長又はそれらの職員で政令で定めるものをい

四項関係 めに改善すべき事情についての分析等を行う義務を課さないものとすること。 業における女性の職業生活における活躍に関する状況把握、 る取組に関する計画をいう。 $\overline{}$ について内閣府令で定める軽微な変更を行う場合には、 女性の職業生活における活躍を推進するた (第十九条第三項及び第 その事務及び事

五 女性の職業選択に資する情報の公表の義務の適用拡大等

- t める女性労働者の割合を加えるものとすること。 情報に、 職業選択に資するよう、 のに限る。 般事業主 その雇用する労働者の男女の賃金の額の差異及びその雇用する管理的地位にある労働者に占 (国及び地方公共団体以外の事業主であって、 が、 厚生労働省令で定めるところにより、 その事業における女性の職業生活における活躍に関して定期的に公表すべき (第二十条第一項及び第二項関係) 職業生活を営み、 常時雇用する労働者の数が百人を超える 又は営もうとする女性の
- 2 択に資するよう、 き情報に、 特定事業主が、 その任用する職員の男女の給与の額の差異及びその任用する管理的地位にある職員に占め その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関して定期的に公表すべ 内閣府令で定めるところにより、 職業生活を営み、 又は営もうとする女性の職業選

る女性職員の割合を加えるものとすること。 (第二十一条関係)

六 期限の延長

女性の職業生活に おける活躍の推進に関する法律の有効期限を十年間延長し、 令和十八年三月三十

七 その他

日までとすること。

(附則第二条第一項関係)

その他所要の規定の整備を行うこと。

第四 施行期日等

一 施行期日

この ただし、 法律は、 公布の 次に掲げる事項は、 日 から起算して一年六月を超えない 次に定める日から施行することとすること。 範囲内において政令で定める日から施行する (附則第一条関係)

- 第一の一並びに第三の一、二及び六 公布の日
- 2 第一の二並びに第三の四及び五 令和八年四月一日

二 検討

規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を 講ずるものとすること。 (附則第八条関係) 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後のそれぞれの法律の

三 経過措置及び関係法律の整備

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、 関係法律の規定の整備を行うこと。 (附 則

第二条から第七条まで及び第九条から第十六条まで関係)